

福山市立 城北中学校

# いじめ防止基本方針

— すべての生徒に安心できる居場所づくりを —

◆ も く じ ◆

いじめ防止基本方針

1	いじめ防止基本方針	1
1	いじめ防止基本方針の策定	
2	いじめの定義	
3	いじめの防止等に係わる基本的な考え方	
4	実施体制	2
5	いじめの防止等に係わる具体的な対応	
6	重大事態への対応	
7	取組みの検証と実施計画等の見直しについて	3
2	いじめ防止委員会	4
1	目的	
2	構成員	
3	組織図	
4	会議	
5	いじめ防止委員会の役割	
6	その他	
3	いじめ防止年間計画	5
4	いじめ認知から解決まで	6
5	関係機関連携先	7

# いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

### 2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

#### (1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

## (2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。
- ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

## (3) いじめの問題への対応

- ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

## 4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

## 5 いじめの防止等に係る具体的な対応

「いじめ防止委員会」は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

## 6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、福山市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の指導のもと、「4」の「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合 等）
  - 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、「いじめ防止委員会」において重大事態と判断した場合は、教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A会長等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導
- (ク) 関係者に小学校児童が含まれている場合は関係小学校との連携及び児童への指導等

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの指導計画の立案
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 「いじめ防止委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 「いじめ防止委員会」において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

## 2 いじめ防止委員会

### 1 目的

いじめの防止等について、「城北中学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

### 2 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭及び事務長とする。

校長・教頭・事務長・主幹教諭・教務主任・各学年主任・生徒指導主事を委員とする。

校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

### 3 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。（※別紙「城北中組織図」参照）

### 4 会議

校長は、この「いじめ防止委員会」を主宰し、会議を招集する。

### 5 いじめ防止委員会の役割

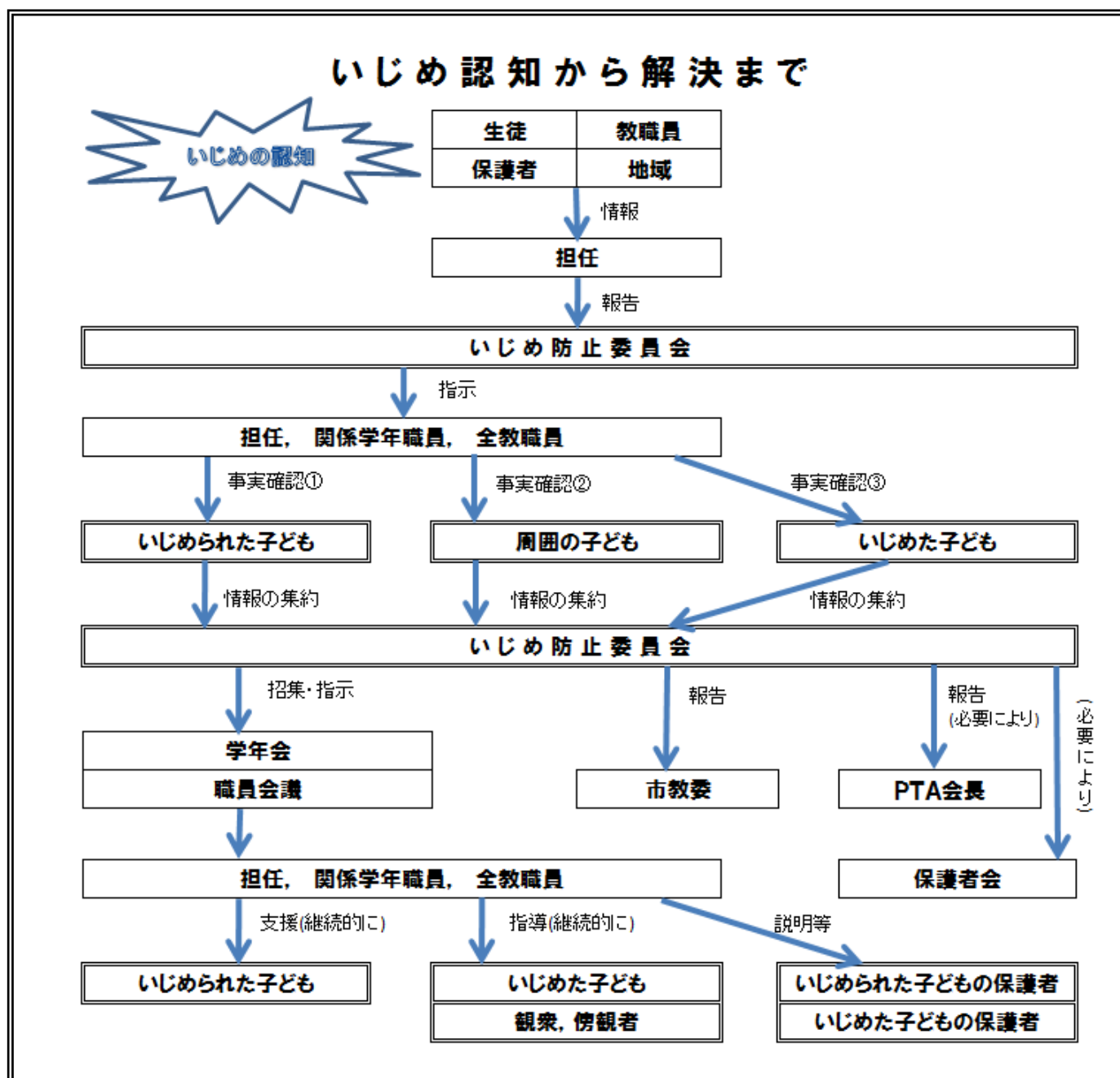
- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を作成するとともに、その実施について統括する。
- (2) 年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討や保護者との連携等を行い、その対応を統括する。
- (6) 重大事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携する。
- (8) その他、いじめの防止等に係る組織的な取組みを行う。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

月	いじめ防止委員会	職員会議・研修	保護者連携・広報	関係機関との連携 外部人材の活用	全校の取組・ 学校行事等	各教科	各学年	学活	生徒会活動	部活動
4	方針確認,実施計画策定 いじめ防止委員会	方針確認 生徒指導研修	あいさつ運動 学校便り・HP更新 いじめ防止基本方針通知	連携先・担当者確認	始業式(いじめ防止宣言) 面接週間	授業規律の確保	新入生オリエンテー ション(1年)	仲間づくり	入学式 対面式	
5	アンケート実施 いじめ防止委員会		あいさつ運動 PTA役員会 PTA総会		体育大会(集団づくり) 学校へ行こう週間	授業規律の確保		学活公開(2年)		クラブ会
6	いじめ防止委員会		あいさつ運動		非行防止教室(思いやり の心育成) 校内授業研究週間	授業規律の確保				地区春季総体
7	1学期の振り返り いじめ防止委員会		あいさつ運動 三者懇談での啓発	連携先・担当者確認		授業規律の確保				県選手権大会壮行式
8	いじめ防止委員会	生徒指導研修			始業式(いじめ防止宣言)	授業規律の確保	環境ボランティア (1年)			地区秋季総体 環境ボランティア
9	アンケート実施 いじめ防止委員会		あいさつ運動		文化発表会(協力する心 の育成) 子どもの実態調査(いじ めアンケート) 面接週間	授業規律の確保		学活公開(3年)	文化祭準備(協力する 体制構築)	県総体壮行式
10	アンケートの検証 いじめ防止委員会		あいさつ運動			授業規律の確保	修学旅行(2年)			
11	いじめ(人権)標語 いじめ防止委員会		あいさつ運動		学校へ行こう週間	授業規律の確保	いじめ防止(人権) キャンペーン	いじめ防止(人権) キャンペーン	いじめ防止(人権) キャンペーン	
12	1学期の振り返り いじめ防止委員会	生徒指導研修	あいさつ運動 三者懇談での啓発	連携先・担当者確認	マラソン大会(自己肯定 感の育成)	授業規律の確保				
1	アンケート実施 いじめ防止委員会		あいさつ運動		始業式(いじめ防止宣言) 子どもの実態調査(いじ めアンケート)	授業規律の確保		学活公開(1年)		
2	アンケートの検証 1年の振り返り いじめ防止委員会		あいさつ運動		面接週間	授業規律の確保				
3	生徒指導上の諸問題集 約 いじめ防止委員会		あいさつ運動 通知票交付時の啓発			授業規律の確保	環境ボランティア (1・2・3年)			環境ボランティア
備 考	生徒指導委員会 (毎週1回実施) 教育相談委員会 (毎月2回実施)									

4 いじめ認知から解決まで



5 関係機関連携先

内容	相談先 (担当)	受付日時	連絡先
い じ め	全国統一ダイヤル	月～日 24時間	0570-0-78310
	いじめダイヤル24 (広島県)	月～日 24時間	082-420-1313
	心のふれあい相談室(広島県) 【不登校の相談も受け付けます】	月～金 9:00～16:00	082-428-7110
	こころの相談室(福山市) 【不登校の相談も受け付けます】	火・水 10:00～17:00	084-925-3040
等 の 教 育 に 関 わ る 悩 み や 不 安	福山市研修センター 【教育問題全般の相談】	月～金(祝日を除く) 10:00～13:00	0120-874-783 (市内)
	福山市研修センター 【心理相談】	第1・2・3水 12:00～16:00	
	福山市研修センター 【療育相談】	第4水 13:00～17:00	
	福山市教育委員会指導課	業務時間内	084-928-1170
	城北中学校 【スクールカウンセリング】	城北中へ事前の確認・予約が必要です	084-923-0668 (城北中)
・ D V 等 児 童 虐 待	東部こども家庭支援センター	月～土 8:30～17:00	084-951-2340
	※こども家庭センターとは、児童虐待、配偶者からの暴力(DV)や児童の発達の状態など、子どもや家庭の問題に対応する総合的な相談支援機関です。		
学 校 へ の 支 援	少年サポートセンター ふくやま	午前10時～午後6時まで (土・日・祝・年末年始は休所)	084-925-7011
	※常駐するのは、警察官2人、少年育成官4人、市内の小・中学校、高校のスクールサポーター6人の計12人。電話や面接で少年に関する市民の相談に乗るほか、補導された少年や犯罪被害に遭った少年への学習、就職活動支援も行います。また、非行防止の専門家であるスクールサポーターの学校派遣や、街頭補導活動の拠点としての役割も担います。		